

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条中「及び企画経営情報部の部長並びに企画調整室又は農業情報室」を「並びに管理部、企画調整部及び生産環境研究所病虫害研究室予察指導係」に改める。
第4条中「及び作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第14条第2項中「部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「派遣の期間を引き続き職務に従事したものとみなし、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず、」に改める。
第24条の3中「部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「派遣の期間を引き続き職務に従事したものとみなし、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは」に改める。
別表第1（その3）研究職給料表級別標準職務表第3号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。
ア 規模の大きい試験研究機関の室の長の職務
別表第1（その3）研究職給料表級別標準職務表第4号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。
イ 規模の大きい試験研究機関の困難な業務を行う室の長の職務
別表第1（その5）医療職給料表（2）級別標準職務表第1号中「作業療法士」の次に「、言語聴覚士」を加える。
別表第1（その6）医療職給料表（3）級別標準職務表第6号を次のように改める。
（6） 6級
ア 保健福祉環境審議員の職務
イ 高度の知識経験に基づき、困難な業務を行う総看護師長の職務及びこれに相当する職務
別表第2（その5）医療職給料表（2）初任給基準表中

衛生検査技師	大学卒	2級2号給
	短大卒	1級4号給

を

衛生検査技師	大学卒	2級2号給
	短大卒	1級4号給
言語聴覚士	大学卒	2級2号給
	短大3卒	1級6号給

に改める。

別表第6（その5）医療職給料表（2）級別最低経験年数表中

衛生検査技師	大学卒		0	5	8
	短大卒	0	2.5	8	11

を